平成２１年（フ）第８５号
宮城県加美郡加美町宮崎字寒風沢三番12番地１
債務者　猪股きよ子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢８番地10
債務者　伊藤　淑子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
宮城県大崎市古川二ノ構２番３号
債務者　森田　　守
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
宮城県栗原市築館字八沢岩ノ沢22番地
債務者　佐藤　義光
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
宮城県栗原市築館字八沢岩ノ沢22番地
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
宮城県大崎市古川小野字新田41―１、住民票上の住所宮城県気仙沼市東中才442番地６市営鹿折住宅241号
債務者　馬場奈緒美
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
宮城県東松島市矢本字関の内149番地17
債務者　佐藤　倫子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１２９号
愛知県春日井市高森台７丁目２番地26
債務者　長村まゆみ（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２６３号
愛知県瀬戸市東松山町145番地の２
債務者　本目恵美子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２８３号
名古屋市千種区覚王山通８丁目37番地　池下第２公団702号
債務者　古瀬　　武
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７５号
名古屋市天白区井口１丁目1101番地　シャトルシバタ101号
債務者　廣田　友作
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４０７号
大阪府豊中市東寺内町12番12―506号
債務者　林　　慶子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４９５号
大阪府箕面市新稲１丁目３番６―188号
債務者　鈴木　謙一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０６６号
大阪市福島区海老江７丁目８番２号
債務者　髙橋美弥子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１００号
大阪市東淀川区豊新５丁目19番１号　パークノヴァ壱番館701号
債務者　船越　孝子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１８９号
大阪府門真市千石西町３番27―210号
債務者　中山　　哉
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２３１号
大阪府門真市上野口町37番８号
債務者　畑中小夜子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２４１号
大阪市東成区深江北３丁目４番22―402号
債務者　山田泰丸こと　金　　泰丸
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部